

平成29年度一般会計補正予算

概要書

平成30年2月16日開催

定例教育委員会資料

平成29年度草津市補正予算

(一般会計)

◎新規事業 ○拡大・見直し事業

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明				
教育総務課	小学校費	学校管理費	小学校施設維持管理費 小学校施設維持管理費	305,800	41,311	(国)14,947 (債)17,200 (繰)△8,000 (一)17,164	国の追加採択に伴う工事等 非構造部材改修工事監理業務(老上小・笠縫東小) 5,286 非構造部材改修工事(老上小・笠縫東小) 50,025 執行残の減額 △14,000				
						学校建設費	小学校建設事業費 小学校校舎等整備費	10,588	281,078	(国)91,771 (債)145,000 (一)44,307	国の追加採択に伴う工事等 志津小学校増築工事監理業務 6,247 志津小学校増築工事 287,101 志津小学校増築工事実施設計業務 7,730
										小学校建設事業費 小学校大規模改造費	4,538
	中学校費	学校管理費	中学校施設維持管理費 中学校施設維持管理費	162,586	△1,014	(国)7,673 (債)△10,900 (繰)△6,000 (一)8,213	国の追加採択に伴う工事等 非構造部材改修工事監理業務(新堂中) 2,643 非構造部材改修工事(新堂中) 14,343 執行残の減額 △18,000				
						中学校建設事業費 中学校大規模改造費	11,086	70,088	(国)16,779 (債)51,100 (一)2,209	国の追加採択に伴う工事等 草津中学校トイレ改修工事監理業務 2,242 草津中学校トイレ改修工事 67,846	
		保健体育費	保健体育総務費	中学校給食センター整備費 中学校給食センター整備費	237,516	△202,200	(債)△178,400 (繰)△33,000 (一)9,200	執行残			

平成29年度草津市補正予算

(一般会計)

◎新規事業 ○拡大・見直し事業

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	社会教育推進費 社会教育推進事業費	2,611	0	(諸)△66 (一)66	財源更正
			社会教育推進費 家庭教育推進費	442	△160	(県)△107 (一)△53	執行残
			社会教育推進費 社会教育員設置費	725	△117	(一)△117	執行残
			文化振興費 市美術展覧会開催費	2,239	△197	(一)△197	執行残
			文化施設管理費 三ツ池計画予定管理費	564	△247	(一)△247	執行残
スポーツ保健課	保健体育費	保健体育総務費	学校体育施設開放推進費 学校体育施設開放推進費	33,704	△3,248	(一) 152 (償)△2,400 (繰)△1,000	執行残
			学校保健推進費 児童・生徒等健康診断費	15,041	△1,197	(一)△1,197	執行残
		体育施設費	社会体育施設管理運営費 社会体育施設管理運営費	174,545	△12,449	(一)△12,449	執行残
			社会体育施設整備事業費 社会体育施設整備事業費	18,937	△13,916	(県)△4,894 (一)△9,022	執行残

平成29年度草津市補正予算

(一般会計)

◎新規事業 ○拡大・見直し事業

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
文化財保護課	社会教育費	文化財保護費	文化財調査費 埋蔵文化財発掘調査費	6,000	△ 700	(国)△350 (県)△175 (一)△175	執行残
			開発関連遺跡調査費 宅地開発等関連遺跡発掘調査	82,495	△23,143	(諸)△23,143	執行残
			文化財保護推進費 文化財保護推進費	13,326	△1,064	(諸)△1,049 (一)△15	執行残
草津宿街道交流館	社会教育費	文化財保護費	史跡草津宿本陣管理運営費 史跡草津宿本陣管理費	2,093	0	(使)△ 194 (一)194	財源更正
			草津宿街道交流館運営費 草津宿街道交流館運営費	13,561	△392	(使)△ 99 (一)△293	執行残
図書館	社会教育費	図書館費	管理運営費 図書館施設管理費	43,969	△ 2,000	(一) 800 (償) 2,200 (繰)△5,000	執行残
			管理運営費 図書館運営費	78,843	△ 1,500	(一)△1,500	執行残
学校教育課	教育総務費	教育指導費	特別支援教育推進費 特別支援教育運営費	21,837	△ 1,059	(国)△312 (県)△312 (一)△435	執行残
			教育研究活動推進費 教育研究推進費	2,000	△ 400	(県)△400	道徳教育総合支援事業 県の交付決定による変更
			学力向上推進費 学びの教室開催費	9,452	△ 249	(諸)△1,294 (一) 1,045	執行残

平成29年度草津市補正予算

(一般会計)

◎新規事業 ○拡大・見直し事業

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
			学力向上推進費 小学校少人数学級編制費	8,468	△ 8,468	(一)△8,468	執行残
			学事管理運営費 児童通学支援費	3,439	△ 444	(一)△444	執行残
			同和教育指導費	72	△ 72	(一)△72	執行残
			同和教育振興費 滋賀県地域改善対策修学 奨励金助成費	23,065	1,716	(一)1,716	草津市就学奨励資金助成金の対象者の増加に伴う増額
			同和教育指導推進費 人権教育推進費	870	△270	(県)△270	県の交付決定による変更
学校政策推進課	教育総務費	教育指導費	体験学習推進費 体験実践活動推進費	1,680	886	(県)886	森林環境学習「やまのこ」事業 参加校増に伴う増額(3校→8校)
			教育情報化推進費 学校ICT推進費	172,260	△832	(国)△832	次世代の教育情報化推進事業 国委託費減に伴う減額

繰越明許費

(単価 千円)

款	項	事業名	金額
教育費	教育総務費	小学校施設維持管理費	273,348
	保健体育費	社会体育施設整備事業費	4,800
		中学校給食センター整備費	9,000

議第4号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年2月16日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に
申し出るにつき議決を求めることについて

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るに
つき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29
条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2 草津市文化振興審議会の項の次に次のように加える。

草津市歴史文化 基本構想策定委 員会	草津市歴史文化基本構想の策定に関し必 要な事項についての調査審議に関する事 務	8人以内
--------------------------	---	------

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新 条 例 (案)			旧 条 例		
第1条～第4条 (略)			第1条～第4条 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係)			別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係)		
名称	担当事務	定数	名称	担当事務	定数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
草津市文化振興審議会	文化振興に関する計画の策定および推進その他の文化振興に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内	草津市文化振興審議会	文化振興に関する計画の策定および推進その他の文化振興に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
草津市歴史文化基本構想策定委員会	草津市歴史文化基本構想の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	8人以内			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第3～別表第4 (略)			別表第3～別表第4 (略)		
付 則					
この条例は、平成30年4月1日から施行する。					

議第5号

草津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に
申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年2月16日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を
市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し
出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第5等級別基準職務表1一般行政職給料表等級別基準職務表の表中

「 専門員の職務 (1) 副参事の職務 (2) 主任専門員の職務 」	を	「 係長の職務 課長補佐の職務 」に、
--	---	------------------------------

同表2教育職給料表等級別基準職務表の表中

「 (1) 課長の職務 (2) 園長の職務 (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う専門員の職務 」	を	「 (1) 課長の職務 (2) 相当困難な業務を行う課長補佐の職務 (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長の職務 」に改める。
--	---	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(草津市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

2 草津市職員等の旅費に関する条例（昭和54年草津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「副参事」を「課長補佐」に改める。

草津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例																				
第1条～第32条 (略) 別表第1～別表第4 (略) 別表第5 (第4条関係) 等級別基準職務表 1 一般行政職給料表等級別基準職務表	第1条～第32条 (略) 別表第1～別表第4 (略) 別表第5 (第4条関係) 等級別基準職務表 1 一般行政職給料表等級別基準職務表																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>係長の職務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>課長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	(略)	(略)	4	係長の職務	5	課長補佐の職務	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>専門員の職務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(1) 副参事の職務 (2) 主任専門員の職務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	(略)	(略)	4	専門員の職務	5	(1) 副参事の職務 (2) 主任専門員の職務	(略)	(略)
職務の級	標準的な職務																				
(略)	(略)																				
4	係長の職務																				
5	課長補佐の職務																				
(略)	(略)																				
職務の級	標準的な職務																				
(略)	(略)																				
4	専門員の職務																				
5	(1) 副参事の職務 (2) 主任専門員の職務																				
(略)	(略)																				
2 教育職給料表等級別基準職務表	2 教育職給料表等級別基準職務表																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(1) 課長の職務 (2) 相当困難な業務を行う課長補佐の職務 (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長の職務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	(略)	(略)	3	(1) 課長の職務 (2) 相当困難な業務を行う課長補佐の職務 (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長の職務	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(1) 課長の職務 (2) 園長の職務 (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う専門員の職務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	(略)	(略)	3	(1) 課長の職務 (2) 園長の職務 (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う専門員の職務	(略)	(略)				
職務の級	標準的な職務																				
(略)	(略)																				
3	(1) 課長の職務 (2) 相当困難な業務を行う課長補佐の職務 (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長の職務																				
(略)	(略)																				
職務の級	標準的な職務																				
(略)	(略)																				
3	(1) 課長の職務 (2) 園長の職務 (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う専門員の職務																				
(略)	(略)																				
3～4 (略) 別表第6 (略) 付 則 (施行期日)	3～4 (略) 別表第6 (略)																				
1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (草津市職員等の旅費に関する条例の一部改正)																					
2 草津市職員等の旅費に関する条例(昭和54年草津市条例第31号)の一部を次のように改正する。 第2条第2号中「副参事」を「課長補佐」に改める。																					

草津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員等の旅費に関する条例の一部改正（付則第2項関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>第1条 (略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 7、6、5級相当職員 一般行政職給料表の適用を受ける職員のうち7、6、5級の職務にある者、教育職給料表の適用を受ける職員のうち4、3級の職務にある者（3級の職務にある者にあつては、<u>課長補佐</u>以上またはこれらと同等の職務にある者に限る。）および医療職給料表の適用を受ける職員のうち6、5級の職務にある者をいう。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3条～第31条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条 (略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 7、6、5級相当職員 一般行政職給料表の適用を受ける職員のうち7、6、5級の職務にある者、教育職給料表の適用を受ける職員のうち4、3級の職務にある者（3級の職務にある者にあつては、<u>副参事</u>以上またはこれらと同等の職務にある者に限る。）および医療職給料表の適用を受ける職員のうち6、5級の職務にある者をいう。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3条～第31条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

議第6号

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行
規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成30年2月16日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例
施行規則の一部を改正する規則

(草津市立草津宿街道交流館条例施行規則の一部改正)

第1条 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則(平成11年草津市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「または個人共通券(別記様式第2号)」を「、個人共通券(別記様式第2号)または共通年間券(別記様式第3号)」に改め、同条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に、「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、既に有効期限内の共通年間券を持つ者は、当該共通年間券を提示して街道交流館を観覧することができる。

第6条に次の1項を加える。

5 共通年間券は、別に領収書を発行する。

第8条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に改め、同条第2項中「別記様式第6号」を「別記様式第7号」に改める。

別記様式第6号を別記様式第7号とし、別記様式第3号から別記様式第5号までを1号ずつ繰り下げ、別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第6条第1項関係)

<u>史跡草津宿本陣・草津宿街道交流館</u>		
<u>共通年間券</u>		
有効期限	年 月	日まで
氏名 _____		
<u>小・中学生・高齢者 500円</u>		
<u>高校生・大学生 750円</u>		
<u>大人 1,000円</u>		
<u>金額は両館料金の合計額</u>		
<u>史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館</u>		

備考

図案色刷りとする。

(草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部改正)

第2条 草津市史跡草津宿本陣条例施行規則(平成8年草津市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「または個人共通券(別記様式第2号)」を「、個人共通券(別記様式第2号)または共通年間券(別記様式第3号)」に改め、同条第2項中「別記様式第

3号」を「別記様式第4号」に、「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、既に有効期限内の共通年間券を持つ者は、当該共通年間券を提示して本陣に入館することができる。

第6条に次の1項を加える。

5 共通年間券は、別に領収書を発行する。

別記様式第4号を別記様式第5号とし、別記様式第3号を別記様式第4号とし、別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第6条第1項関係）

<u>史跡草津宿本陣・草津宿街道交流館</u>			
<u>共通年間券</u>			
有効期限	年	月	日まで
氏名 _____			
小・中学生・高齢者 500 円			
高校生・大学生 750 円			
大人 1,000 円			
<u>金額は両館料金の合計額</u>			
<u>史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館</u>			

備考 図案色刷りとする。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第5条（略） （観覧券等の交付）</p> <p>第6条 条例第4条の規定により、街道交流館2階の展示、体験コーナーを観覧しようとする者は、観覧料もしくは特別観覧料（以下「観覧料等」という。）の納付と引き換えに観覧券（別記様式第1号）、<u>個人共通券（別記様式第2号）または共通年間券（別記様式第3号）の交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、団体で入館しようとするときは、その代表者は、あらかじめ届け出て所定の観覧料等を納付し、<u>団体観覧券（別記様式第4号）または団体共通券（別記様式第5号）の交付を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、既に有効期限内の共通年間券を持つ者は、当該共通年間券を提示して街道交流館を観覧することができる。</u></p> <p>4 <u>観覧券、団体観覧券、個人共通券および団体共通券は、半券をもって領収書とする。</u></p> <p>5 <u>共通年間券は、別に領収書を発行する。</u></p> <p>第7条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （観覧券等の交付）</p> <p>第6条 条例第4条の規定により、街道交流館2階の展示、体験コーナーを観覧しようとする者は、観覧料もしくは特別観覧料（以下「観覧料等」という。）の納付と引き換えに観覧券（別記様式第1号）<u>または個人共通券（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、団体で入館しようとするときは、その代表者は、あらかじめ届け出て所定の観覧料等を納付し、<u>団体観覧券（別記様式第3号）または団体共通券（別記様式第4号）の交付を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>観覧券、団体観覧券、個人共通券および団体共通券は、半券をもって領収書とする。</u></p> <p>第7条（略）</p>

改正後 (案)	現行
<p>(資料の利用許可)</p> <p>第8条 街道交流館の資料を利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、資料利用許可申請書(別記様式第6号)により事前に館長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 館長は、前項の規定により資料の利用を許可したときは、資料利用許可書(別記様式第7号)を交付する。</p> <p>3 館長は、必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>別記様式第1号、様式第2号 (略)</p> <p>様式第3号(第6条第1項関係)</p> <div data-bbox="254 848 961 1185" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">史跡草津宿本陣・草津宿街道交流館 共通年間券</p> <p>有効期限 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____</p> <p>小・中学生・高齢者 500 円</p> <p>高校生・大学生 750 円</p> <p>大人 1,000 円</p> <p style="text-align: center;">金額は両館の合計額</p> <p style="text-align: center;">史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館</p> </div> <p>備考</p> <p><u>図案色刷りとする。</u></p>	<p>(資料の利用許可)</p> <p>第8条 街道交流館の資料を利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、資料利用許可申請書(別記様式第5号)により事前に館長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 館長は、前項の規定により資料の利用を許可したときは、資料利用許可書(別記様式第6号)を交付する。</p> <p>3 館長は、必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>別記様式第1号、様式第2号 (略)</p>

改正後 (案)	現行
<p>様式第4号 (第6条第2項関係) (略)</p> <p>様式第5号 (第6条第2項関係) (略)</p> <p>様式第6号 (第8条第1項関係) (略)</p> <p>様式第7号 (第8条第2項関係) (略)</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>様式第3号 (第6条第2項関係) (略)</p> <p>様式第4号 (第6条第2項関係) (略)</p> <p>様式第5号 (第8条第1項関係) (略)</p> <p>様式第6号 (第8条第2項関係) (略)</p>

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則

草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第5条（略） （入館券等の交付）</p> <p>第6条 条例第4条の規定により、本陣に入館しようとする者は、入館料の納付と引き換えに入館券（別記様式第1号）、<u>個人共通券（別記様式第2号）または共通年間券（別記様式第3号）</u>の交付を受けなければならない。</p> <p>2 団体で入館しようとするときは、その代表者は、あらかじめ届け出て所定の入館料を納付し、<u>団体入館券（別記様式第4号）</u>または<u>団体共通券（別記様式第5号）</u>の交付を受けなければならない。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、既に有効期限内の共通年間券を持つ者は、当該共通年間券を提示して本陣に入館することができる。</u></p> <p>4 入館券、団体入館券、個人共通券および団体共通券は、半券をもって領収書とする。</p> <p>5 <u>年間共通券は、別に領収書を発行する。</u></p> <p>第7条～第9（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （入館券等の交付）</p> <p>第6条 条例第4条の規定により、本陣に入館しようとする者は、入館料の納付と引き換えに入館券（別記様式第1号）<u>または個人共通券（別記様式第2号）</u>の交付を受けなければならない。</p> <p>2 団体で入館しようとするときは、その代表者は、あらかじめ届け出て所定の入館料を納付し、<u>団体入館券（別記様式第3号）</u>または<u>団体共通券（別記様式第4号）</u>の交付を受けなければならない。</p> <p>3 入館券、団体入館券、個人共通券および団体共通券は、半券をもって領収書とする。</p> <p>第7条～第9（略）</p>

改正後 (案)	現行
<p>別記様式第1号、様式第2号 (略)</p> <p>様式第3号 (第6条第1項関係)</p> <div data-bbox="235 373 934 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p style="text-align: center;">史跡草津宿本陣・草津宿街道交流館 共通年間券 有効期限 年 月 日まで 氏名 _____ 小・中学生・高齢者 500 円 高校生・大学生 750 円 大人 1,000 円 金額は両館の合計額 史跡草津宿本陣／草津宿街道交流館</p></div> <p>備考 図案色刷りとする。</p> <p>様式第4号 (第6条第2項関係) (略)</p> <p>様式第5号 (第6条第2項関係) (略)</p> <p>付 則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>別記様式第1号、様式第2号 (略)</p> <p>様式第3号 (第6条第2項関係) (略)</p> <p>様式第4号 (第6条第2項関係) (略)</p>

議第7号

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年2月16日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて

次のとおり、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項の規定により、草津市スポーツ推進委員を委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

氏 名	備 考
田部 文子	志津学区
青木 天	志津学区
小野澤 勝見	志津学区
奥野 紀子	志津学区
辻本 太一	志津南学区
橋 優子	志津南学区
山本 輝子	志津南学区
川田 良寛	志津南学区
池田 昌隆	草津学区
稲田 優	草津学区
尾松 敦	草津学区
谷川 孝浩	草津学区
湯浅 健弘	大略区
吉川 伸司	大略区
橋本 亮	大略区
岡田 広美	大略区
北川 眞造	渋川学区
北川 稔	渋川学区
曾和 照子	渋川学区
小山 博	渋川学区
八田 桂子	矢倉学区
永井 章彦	矢倉学区
北 泰治	矢倉学区
豊田 賢児	矢倉学区
奥野 久雄	老上学区
遠藤 英孝	老上学区
中井 伸治	老上学区

角野 幸子	老上学区
服部 勝義	老上西学区
糸瀬 勇	老上西学区
山崎 弘美	老上西学区
八戸 智紀	老上西学区
岡山 茂子	玉川学区
井藤 孝	玉川学区
真野 正宜	玉川学区
小嶋 卓也	玉川学区
和田 明夫	南笠東学区
大塚 潔	南笠東学区
太田 薫	南笠東学区
齊藤 祐子	南笠東学区
横江 良之	山田学区
岡上 和雄	山田学区
岡 雅則	山田学区
木村 辰弘	山田学区
嘉悦 和子	笠縫学区
藤原 信一	笠縫学区
中瀬 仁子	笠縫学区
山田 慎也	笠縫学区
籾内 伸一	笠縫東学区
徳田 光秀	笠縫東学区
橋 茂道	笠縫東学区
西田 繁	笠縫東学区
福西 和夫	常盤学区
的場 浩	常盤学区
片岡 雄一	常盤学区
木下 弥生	常盤学区

任期 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

スポーツ基本法（抄）

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

草津市スポーツ推進委員に関する規則（抄）

（職務）

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツ推進に関し、その分担する地域または事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事または事業に関し、協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事または事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについて理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域または事項は、教育長が定める。

（定数）

第3条 スポーツ推進委員の定数は、52人とする。

（任期）

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

平成30年2月16日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告 1

草津市教育委員会告示第2号

草津市いじめ防止基本方針策定懇談会要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

平成30年1月9日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

草津市いじめ防止基本方針策定懇談会要綱を廃止する要綱

草津市いじめ防止基本方針策定懇談会要綱（平成26年草津市教育委員会告示第6号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。

○草津市いじめ防止基本方針策定懇談会要綱

平成26年4月1日

教委告示第6号

(目的)

第1条 草津市いじめ防止基本方針策定懇談会（以下「懇談会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、草津市いじめ防止基本方針の策定に必要な事項について意見交換をすることを目的とする。

(懇談会の委員)

第2条 懇談会は、委員5人以内で開催する。

2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小学校長または中学校長
- (3) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (4) その他教育長が必要と認める者

(座長等)

第3条 懇談会における座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇談会の進行を行う。
- 3 座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

1 審議等の経過・内容

第2回草津市子ども・子育て会議（平成29年9月28日）

- ・重点的な取組（法定必須記載事項）の見直しについて諮問
- ・草津市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに係る方針についての説明
- ・重点的な取組（法定必須記載事項）の見直しについての審議

第3回草津市子ども・子育て会議（平成29年10月27日）

- ・第2回草津市子ども・子育て会議における意見の整理
- ・重点的な取組（法定必須記載事項）の見直しについての審議

第4回草津市子ども・子育て会議（平成30年1月10日）

- ・第3回草津市子ども・子育て会議における意見の整理
- ・答申書（案）および附帯意見についての審議

答申書提出（平成30年1月31日）

2 別冊計画書（案）の概要

- ① 5年間の計画として定めた基本理念、目標、施策、方向性等についての見直しは行わず、数値のみ見直すこととし、パブリックコメントは実施しない。（「草津市幼保一体化推進計画」の変更は不要）
- ② 計画書内の見直さない部分との間で不整合が生じる恐れがあることから、別冊の計画書を策定し、今回の見直し内容を定める。
- ③ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の見直しとの整合については、来年度から策定作業を開始する次期計画で図る。
- ④ ②と③の趣旨について、別冊の計画書のまえがきに記載する。

3 別冊計画書（案）

別添のとおり

4 今後のスケジュール

別紙のとおり

5 参考資料

答申書（別添のとおり）

(参考1) 計画見直しの方針

国	子ども・子育て支援法 基本指針	計画に定める支給認定区分ごとの「量の見込み」が実績値と大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うために計画の見直しが必要とされており、中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされている。
	中間年の見直しのため の考え方（作業の手引 き）〔内閣府〕	・教育・保育の「量の見込み」（＝支給認定区分ごとの「量の見込み」） ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」 の見直しについて示されている。
市	草津市子ども・子育て 支援事業計画（平成2 7年3月策定）	【第8章『3 計画の検証方法と中間年度での見直し』】 子ども人口の推移や子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況等を踏まえ、中間年度である平成29年度（2017年度）を目途に、量の見込みと確保方策および数値目標について見直しを行うと定めている。



今回の草津市子ども・子育て支援事業計画の見直しについては、5年間の計画として定めた基本理念、目標、施策、方向性等についての見直しは行わず、

- ① 人口推計
- ② 教育・保育の「量の見込み」および「確保方策」
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」および「確保方策」

について数値の検証を行い、検証の結果、見直しが必要な場合は、当該部分（①～③）のみ見直しを行うものとした。

また、見直し後の数値等について、草津市子ども・子育て支援事業計画の記載部分を差し替えると、同計画書内の見直さない部分との間で不整合が生じる恐れがあることから、別冊により見直し内容を定め、対応するものとした。

(参考2) 計画変更の要否の基準

国から次のとおり示された「計画変更の要否の基準」に基づき、計画の変更の要否を判断する。

平成28年度4月1日時点の次の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合は、原則として、計画の変更が必要

【支給認定区分】 1号認定／2号認定／3号認定（0歳児）／3号認定（1・2歳児）

また、10%以上のかい離がない場合についても、

- ① 平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合 または
- ② 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

は、「10%以上のかい離がある場合」に準じて、計画の変更を行うものとする。

※ 形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画の変更を行っている場合など、特別の事情がある場合には、計画の変更を行わないこともできる。

※ 上記には該当しない場合であっても、各市区町村の判断により、計画の変更を行うことは差し支えない。（女性就業率の更なる上昇に伴い、保育利用率の上昇が見込まれる場合や、「実績>量の見込み」となる場合には、計画の変更を行うことが望ましい。）

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
絵本	45冊	56,376	56,376	草津市東草津四丁目701 特定非営利活動法人草津の安全・福祉・災害救援活動を推進する市内業者会 理事長 森川 守	H30年 1月29日	市内幼稚園・こども園 (10園)
小計			56,376			
ホッピング	5台	15,000	15,000	草津市志那中町 草津市立常盤幼稚園PTA 会長 村井 真巳	H30年 1月30日	常盤幼稚園
小計			15,000			
ソファー 椅子	1 1			草津市矢倉二丁目 小林 初子	H30年 1月30日	矢倉小学校
小計			0			
遠赤外線灯油ヒーター	1		230,000	草津市平井四丁目 笠縫東学区教育振興会 富山 康夫	H30年 2月1日	笠縫東小学校
小計			230,000			
小計			0			
合計			301,376			

インフルエンザの流行による幼・小・中学校(園)の臨時休業の状況

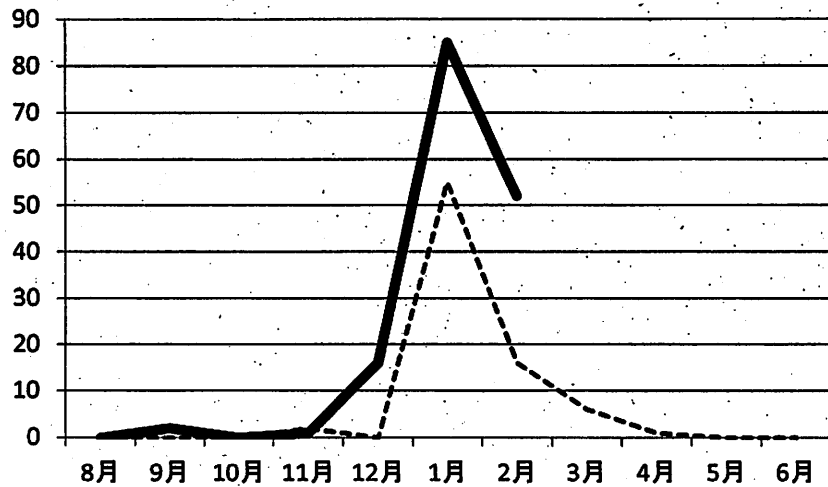
平成30年2月9日現在

病名	年度 月	平成28年度												平成29年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
閉鎖された学級数		1	0	0	0	0	0	0	2	0	55	16	6	3	1	0	0	0	2	0	1	16	85	52	0
幼稚園	学級	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	9	0
小学校	学級	0	0	0	0	0	0	0	2	0	24	9	4	3	1	0	0	0	2	0	1	16	61	30	0
中学校	学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	13	0

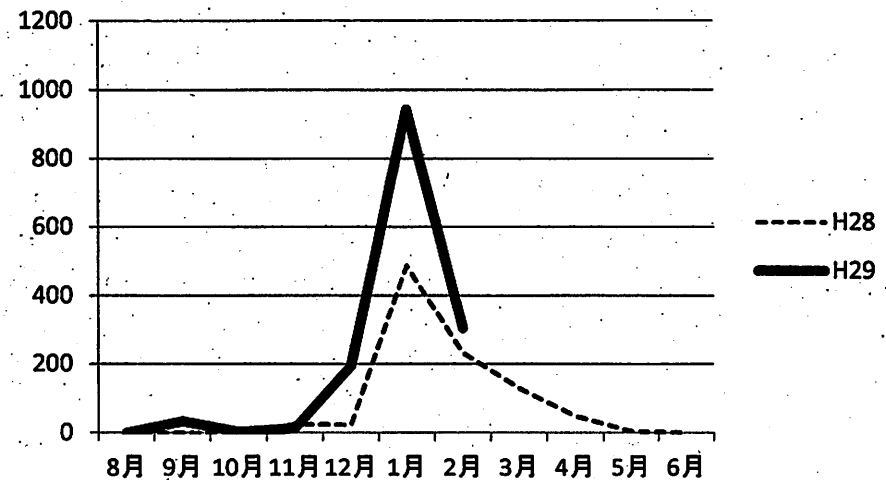
*インフルエンザ様疾患による出席停止報告数

病名	年度 月	平成28年度												平成29年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
インフルエンザ罹患者数		48	4	0	0	0	0	1	25	23	486	232	129	21	51	1	3	0	33	2	13	193	942	303	0
幼稚園	人	9	0	0	0	0	0	1	4	0	24	12	22	2	1	0	0	0	0	0	1	6	44	25	
小学校	人	32	1	0	0	0	0	0	20	17	290	164	101	16	48	1	3	0	32	2	12	172	794	209	
中学校	人	7	3	0	0	0	0	0	1	6	172	56	6	3	2	0	0	0	1	0	0	15	104	69	

インフルエンザによる臨時休業発生状況 (閉鎖した学級数)



インフルエンザ罹患者数(出席停止人数)



※臨時休業の判断基準は20%の欠席を一応の目安に、流行状況や児童生徒の健康状態等を考慮しながら、学校医の指導助言を仰ぎ判断します。

平成30年2月草津市教育委員会定例会会議日程

平成30年2月16日 午後3時30分開会

日程第1 会期の決定について

日程第2 1月定例会会議録の承認について

日程第3 教育長報告

日程第4

付議事項

- 議第1号 平成30年度草津市一般会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第2号 平成30年度草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第3号 平成29年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第4号 草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第5号 草津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第6号 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則案
- 議第7号 草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて

日程第5

報告事項

- (1) 草津市いじめ防止基本方針策定懇談会要綱を廃止する要綱の制定について
- (2) 草津市子ども子育て支援事業計画の中間見直しに係る別冊計画書の策定について
- (3) インフルエンザの流行による幼・小・中学校（園）の臨時休業の状況について
- (4) 寄付の受入れについて